

富山市交通遺児福祉金等のご案内

富山市では、交通事故（※1）により主としてその収入によって生計を維持していた両親または片親を亡くした交通遺児（※2）の福祉向上のために、その保護者に対し、交通遺児福祉金等を支給しています。



※1）交通安全対策基本法第2条に規定する車両、船舶及び航空機並びに身体障害者用の車いすの交通によって発生した人の生命又は身体に生じた被害

※2）未就学児、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校に在学する者

支給対象者

次の要件を共に満たす方は、福祉金の支給を申請することができます。

- ① 遺児の1.親権者 2.後見人 3.もしくはその他の者で、現に遺児を監護している者
- ② 住民基本台帳法により富山市の住民票に記録されている者

支給金額

○交通遺児福祉金・・・**遺児一人につき年額38,400円**

福祉金を支給する期間は、受給権の発生した月（市が支給決定を通知した月）の翌月から高校卒業までです。年度の途中で受給権が発生または消滅したときは、支給すべき月数に年額の1/2分の1を掛けた額とします。

支給時期	上半期（4月～9月分）	9月下旬
	下半期（10月～3月分）	3月下旬

○夏季見舞金・年末見舞金・・・1世帯につき次の金額

毎年8月1日現在及び12月1日現在で、富山市交通遺児福祉金の支給対象となっている保護者に対して、一世帯につき次の金額を支給します。

	夏季見舞金	年末見舞金
遺児1～2人世帯	3,800円	5,800円
遺児3～4人世帯	4,800円	6,600円
遺児5人以上世帯	5,800円	7,700円

申請に必要なもの

- ① 富山市交通遺児福祉金支給申請書（市の指定様式）
- ② 交通事故証明書の写し ※事故発生地の運転免許センターで発行
- ③ 死亡診断書又は死体検案書の写し ※病院で発行
- ④ 遺児の戸籍謄本
- ⑤ 申請者と遺児の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ⑥ 両親の所得・課税証明書又は非課税証明書
- ⑦ 口座振替依頼書（市の指定様式）
- ⑧ 学生証の写し ※遺児が高等学校に在学している場合のみ
- ⑨ 富山県交通遺児等激励金の申請に関する同意書（市の指定様式）

【申請いただく際は、事前に下記までお問い合わせください】

お問い合わせ先：〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市役所生活安全交通課

TEL：076-443-2052 FAX：076-431-6265